

# 学校開放利用者の皆様へ

## 1 目的

瀬戸市立小中学校および愛知県立瀬戸高等学校の体育施設を学校教育に支障がない範囲内で瀬戸市民に開放し、スポーツの振興と総合型地域スポーツクラブの活動を支援し、健康の増進と体力の向上に役立てる。

## 2 開放施設

(利用種目は、R7年度のもの)

	運動場 利用種目	運動場	体育館 利用種目
		運動場	体育館 利用種目
小学校	陶原 野球・サッカー	バスケットボール・バレー・ビーチボール・よさこい	
	效範	バレー・卓球・バスケットボール	
	水野	バレー・バスケットボール・体操	
	水南 ソフトボール	バレー・卓球・ミニテニス・バドミントン・ビーチボール	
	幡山東 工事中	バスケットボール・ビーチボール・卓球	
	幡山西	バレー・卓球・バスケットボール	
	下品野 サッカー	バレー・卓球・ビーチボール	
	品野台 野球	バスケットボール・ビーチボール・ミニテニス	
	掛川	卓球	
	長根 ソフトボール	バスケットボール・バレー・ミニテニス・卓球	
	原山 サッカー・グラウンドゴルフ	バドミントン・軽運動	
	東山 ソフトボール	ビーチボール・バドミントン	
	萩山		
	八幡(みづば)	ビーチボール・ミニテニス・卓球	
	西陵 ソフトボール	バスケットボール・ビーチボール	
	にじの丘	バスケットボール・卓球	
計		10校	16校

	運動場 主な利用種目	運動場	体育館	武道場
		運動場	体育館	武道場
中学校	水無瀬	バスケ・バレー		剣道
	南山	バレー・バスケ・バドミントン		
	幡山	※ <sup>1</sup> 軟式野球・サッカー	バレー・バスケ・バドミントン	
	品野	※ <sup>1</sup> 軟式野球・サッカー	バスケ・ミニテニス	スポーツ吹矢
	光陵	軟式野球・ソフトボール		
	水野	※ <sup>1</sup> サッカー	バレー・バスケ・バドミントン	和太鼓
にじの丘		軟式野球・ソフトボール・サッカー	バスケットボール	
計		5校	6校	4校

\*幡山中・水野中の夜間照明(ナイター)設備は、軟式野球の試合には照度不足です。

	野球場
	利用種目
瀬戸高校	硬式野球・軟式野球のみ
計	1校

※1 夜間開放あり

使用時間は、午後7時から9時まで

## 3 利用者(団体登録)要件

次の要件を満たしているスポーツ活動を目的とした団体で、スポーツ課に登録していること。(登録は年度ごと)

- (1)構成員が瀬戸市に在住・在勤・在学で、おおむね10人以上で構成されていること。
- (2)小学校運動場・体育館、中学校体育館・武道場の場合は、構成者のうち5割以上が学区内住人であること。  
※該当校に就学している方、またはその保護者については学区内住人とみなす。
- (3)中学校運動場の場合は、構成員全員が瀬戸市在住・在勤・在学であること。
- (4)代表者(使用責任者)及び副代表者は成人であり、市内在住かつ、(2)の場合は学区内住人であること。小学校運動場・体育館を利用する団体は、必ず4の地区運営委員会に出席する。
- (5)構成員全員がスポーツ安全保険(これに類するもの可)に加入していること。
- (6)学校施設を使用する登録団体は、「学校体育施設使用許可書」を必ず提出すること。
- (7)使用許可条件を厳守すること。なお、許可条件や登録条件を満たさないことが明らかになつた場合は、即時、登録を取り消すものとする。
- (8)利用団体は、毎年、年度末(2月)に次年度の利用団体登録を行うこと。

#### 4 利用申込方法

##### (1) 小学校（運動場・体育館）

年3回行われる地区運営委員会には必ず出席し、利用割当の調整を行ってください。

地区運営委員会開催月	利用割当期間
3月	4月～7月
7月	8月～11月
11月	12月～翌年3月

※地区運営委員会の日程は、  
3・7・11月の月号の  
「広報せと」でお知らせします。

##### (2) 中学校（運動場・体育館・武道場）・瀬戸高校（野球場）

- ① 2か月ごとに使用可能日を瀬戸市ホームページに掲載します。
- ② あいち電子申請システムからお申し込みください。
- ③ お申し込みが重複した場合は抽選となります。
- ④ 同一日に違う学校の複数申し込みはできません。
- ⑤ 抽選の結果は、瀬戸市ホームページをご確認ください。
- ⑥ キャンセルする場合は、事前に市体育館（48-0589学校開放担当）へご連絡ください。

##### ○利用申し込み期間・抽選発表日

利 用 月	申込期間	抽選発表日
4・5月	3月1日～3月10日	3月17日
6・7月	5月1日～5月10日	5月17日
8・9月	7月1日～7月10日	7月17日
10・11月	9月1日～9月10日	9月17日
12・1月	11月1日～11月10日	11月17日
2・3月	1月6日～1月15日	1月22日

#### 5 使用料

R1.10.1改定

施 設	料 金
品野・幡山・水野中学校運動場の夜間照明を使用する場合	30分 1,360円
中学校体育館の照明を使用する場合	1時間 310円
中学校武道場の照明を使用する場合	1時間 50円
小学校体育館の照明を使用する場合	1時間 210円

#### 6 皆さんのが楽しく活動するために、次のことを守ってください。

- (1) 学校は、普段子どもたちが使います。大切に使ってください。
- (2) 学校のごみ箱には捨てず、活動で出たごみ類は、必ずお持ち帰りください。  
(活動後は、必ずフロアやグラウンドの整備と清掃をお願いします。)
- (3) 活動開始・終了時刻を厳守してください。（終了時刻には校門を出る）
- (4) 学校が指定した場所への駐車をし、校内は減速走行で安全に心がけてください。
- (5) 学校敷地内での喫煙・飲酒は禁止となります。
- (6) 活動時には「学校体育施設使用許可書」を管理指導員に必ず提出してください。
- (7) 利用方法に問題があった場合は、利用中止や登録取消をします。